

海区漁場計画（素案）

第 1 漁業権に関する事項

1 公示番号 海共第 1 号

- (1) 漁場の位置 酒田市飛島地先
- (2) 漁場の区域 酒田市飛島における最大高潮時海岸線と同線から距岸 5,500 メートルの線によって囲まれた区域
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	て ん ぐ さ 漁業	5 月 1 日から 9 月 30 日まで
	え ご 同	7 月 1 日から 9 月 30 日まで
	わ か め 同	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	の り 同	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	あ ら め 同	3 月 1 日から 6 月 30 日まで
	あ お さ 同	1 月 1 日から 7 月 31 日まで
	も ず く 同	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
	い ぎ す 同	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
	ほ ん だ わ ら 同	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	あ わ び 同	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	さ ざ え 同	周 年
	か き 同	同
	い が い 同	同
	に し が い 同	同
	う に 同	同
	な ま こ 同	同
	た こ 同	同
	餌 虫 同	同
第二種共同漁業	いか 小型 定置 漁業	1 月 1 日から 6 月 30 日まで
	あじ・たなご 小型定置 同	周 年
	とびう お 刺し 網 同	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	かれい 刺し 網 同	2 月 1 日から 11 月 30 日まで
	たい・こだい 刺し 網 同	周 年
	めばる 刺し 網 同	同
	ほっけ 刺し 網 同	同
	いそ 刺し 網 同	同
	めじまぐろ 刺し 網 同	5 月 1 日から 12 月 31 日まで

	うまづら 刺し網 同	周 年
	か に か ご 同	同

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 酒田市飛島

2 公示番号 海共第2号

(1) 漁場の位置 酒田市（飛島を除く。）及び飽海郡遊佐町地先

(2) 漁場の区域 ①の区域から②の区域を除いた区域

① 次の基点第1号、ア、イ及び基点第3号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線（ただし、月光川河口については左岸北緯39度04分14.2秒東経139度52分12.2秒の点と右岸北緯39度04分17.1秒東経139度52分12.4秒の点を結んだ線分とする。）によって囲まれた区域

基点第1号 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点

ア 基点第1号から291度30分4,000メートルの点

イ 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点

基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点（北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.8秒の点）

② 次の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20及び21の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

1 北緯38度59分08.4秒東経139度50分28.4秒の点

2 北緯38度59分21.1秒東経139度49分47.8秒の点

3 北緯38度57分47.0秒東経139度48分59.3秒の点

4 北緯38度57分02.6秒東経139度47分56.3秒の点

5 北緯38度56分59.8秒東経139度47分56.1秒の点

6 北緯38度56分51.0秒東経139度47分51.5秒の点

7 北緯38度56分35.2秒東経139度47分29.1秒の点

8 北緯38度56分31.9秒東経139度47分29.6秒の点

9 北緯38度56分29.2秒東経139度47分25.8秒の点

10 北緯38度56分28.8秒東経139度47分26.3秒の点

11 北緯38度56分23.6秒東経139度47分19.1秒の点

12 北緯38度56分21.5秒東経139度47分21.6秒の点

13 北緯38度56分26.7秒東経139度47分28.8秒の点

14 北緯38度56分26.9秒東経139度47分28.4秒の点

15 北緯38度56分27.9秒東経139度47分29.9秒の点

16 北緯38度56分10.6秒東経139度47分30.5秒の点

17 北緯38度56分02.9秒東経139度47分48.4秒の点

18 北緯38度55分58.1秒東経139度47分50.5秒の点

19 北緯38度55分41.4秒東経139度47分57.5秒の点

20 北緯38度55分26.4秒東経139度48分34.4秒の点

21 北緯38度55分29.9秒東経139度48分34.1秒の点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	て ん ぐ さ 漁業	6月1日から8月31日まで
	え ご 同	7月1日から9月30日まで
	わ か め 同	3月1日から7月31日まで
	の り 同	10月1日から翌年4月30日まで
	あ お さ 同	1月1日から7月31日まで
	も ず く 同	3月1日から9月30日まで
	い ぎ す 同	6月1日から10月31日まで
	あ わ び 同	12月1日から翌年8月31日まで
	さ ざ え 同	周年
	か き 同	同
	い が い 同	同
	に し が い 同	同
	う に 同	同
	な ま こ 同	同
	た こ 同	同
餌 虫 同	同	
第二種共同漁業	さけ・ぶり小型定置 漁業	3月1日から翌年1月20日まで
	はたはた小型定置 同	12月1日から翌年1月10日まで
	か に 刺 し 網 同	2月1日から10月31日まで
	とびうお刺し網 同	6月1日から8月31日まで
	かれい・したびらめ刺し網 同	2月1日から12月31日まで
	たい・こだい刺し網 同	4月1日から12月31日まで
	え び 刺 し 網 同	5月1日から11月30日まで
	い そ 刺 し 網 同	2月1日から12月31日まで
	さ け 刺 し 網 同	9月1日から12月31日まで
	ば い か ご 同	4月1日から9月30日まで
	か に か ご 同	周年
第三種共同漁業	いわし地びき網 漁業	4月1日から11月30日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 酒田市（飛島を除く。）及び飽海郡遊佐町

(6) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは10統以内とする。

3 公示番号 海共第3号

(1) 漁場の位置 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）地先

(2) 漁場の区域 次の基点第3号、ア、イ及び基点第4号の各点を順次結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第3号 酒田市と鶴岡市の境の漁場基点（北緯38度48分02.4秒東経139度45分45.8秒の点）

ア 北緯38度48分56.6秒東経139度43分14.7秒の点

イ 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点

基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点（北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点）

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	て ん ぐ さ 漁業	6月1日から8月31日まで
	え ご 同	7月1日から9月30日まで
	わ か め 同	3月1日から7月31日まで
	の り 同	10月1日から翌年4月30日まで
	あ お さ 同	1月1日から7月31日まで
	も ず く 同	3月1日から9月30日まで
	い ぎ す 同	6月1日から10月31日まで
	ほ ん だ わ ら 同	12月1日から翌年5月31日まで
	し が な 同	1月1日から4月30日まで
	う み そ う め ん 同	3月1日から9月30日まで
	あ わ び 同	12月1日から翌年8月31日まで
	さ ざ え 同	周 年
	か き 同	同
	い が い 同	同
	に し が い 同	同
	う に 同	同
	な ま こ 同	同
	た こ 同	同
	餌 虫 同	同
	第二種共同漁業	さけ・ぶり小型定置 漁業
あじ・たなご小型定置 同		3月1日から11月30日まで
はたはた小型定置 同		12月1日から翌年1月10日まで
か に 刺 し 網 同		2月1日から12月31日まで
と び う お 刺 し 網 同		6月1日から8月31日まで
か れ い ・ し た び ら め 刺 し 網 同		2月1日から12月31日まで
たい・こだい刺し網 同		4月1日から12月31日まで
え び 刺 し 網 同		5月1日から11月30日まで
い そ 刺 し 網 同		2月1日から12月31日まで
さ け 刺 し 網 同		9月1日から12月31日まで
ば い か ご 同		4月1日から9月30日まで
か に か ご 同		周 年

第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から11月30日まで
---------	-----------	----------------

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）
- (6) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。

4 公示番号 海共第4号

- (1) 漁場の位置 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）地先
- (2) 漁場の区域 ①の区域から②の区域を除いた区域
- ① 次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第5号の各点を基点第4号、ア、オ、エ、ウ、イ、基点第5号の順に結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点第4号 平成17年9月30日における鶴岡市と西田川郡温海町の境に設置した漁場基点（北緯38度40分22.6秒東経139度36分55.8秒の点）
- ア 北緯38度41分18.9秒東経139度34分26.3秒の点
- イ 北緯38度33分00.3秒東経139度32分38.9秒の点
- ウ 北緯38度33分08.3秒東経139度30分58.8秒の点
- エ 北緯38度33分40.6秒東経139度31分03.0秒の点
- オ 北緯38度33分39.5秒東経139度30分00.0秒の点
- 基点第5号 山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（北緯38度33分11.1秒東経139度32分53.9秒の点）
- ② 基点第5号から330度31メートルの点を中心とする半径31メートルの円のうち基点第5号とカを結んだ線の南東側の円弧、カとキを結んだ線分、キから28度266メートルの点を中心とする半径266メートルの円のうちキとクを結んだ線の南西側の円弧、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次結んだ線分並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（方位は、真方位とする。）
- カ 北緯38度33分11.0秒東経139度32分52.6秒の点
- キ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分51.2秒の点
- ク 北緯38度33分13.8秒東経139度32分47.8秒の点
- ケ 北緯38度33分14.6秒東経139度32分47.0秒の点
- コ 北緯38度33分11.6秒東経139度32分43.1秒の点
- サ 北緯38度33分14.3秒東経139度32分38.3秒の点
- シ 北緯38度33分19.4秒東経139度32分35.0秒の点
- ス 北緯38度33分21.7秒東経139度32分40.5秒の点
- セ 北緯38度33分30.1秒東経139度32分35.2秒の点
- ソ 北緯38度33分30.9秒東経139度32分32.7秒の点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	て ん ぐ さ 漁業	6月1日から8月31日まで
	え ご 同	7月1日から9月30日まで
	わ か め 同	3月1日から7月31日まで

	のり同	10月1日から翌年4月30日まで
	あおさ同	1月1日から7月31日まで
	もずく同	3月1日から9月30日まで
	いぎす同	6月1日から10月31日まで
	ほんだわら同	12月1日から翌年5月31日まで
	しがな同	1月1日から4月30日まで
	うみそうめん同	3月1日から9月30日まで
	あわび同	12月1日から翌年8月31日まで
	さざえ同	周年
	かき同	同
	いがい同	同
	にしがい同	同
	うに同	同
	なまこ同	同
	たこ同	同
	餌虫同	同
第二種共同漁業	さけ・ぶり小型定置漁業	3月1日から翌年1月20日まで
	あじ・たなご小型定置同	3月1日から11月30日まで
	はたはた小型定置同	12月1日から翌年1月10日まで
	かに刺し網同	2月1日から10月31日まで
	とびうお刺し網同	6月1日から8月31日まで
	かれい・したびらめ刺し網同	2月1日から12月31日まで
	たい・こだい刺し網同	4月1日から12月31日まで
	えび刺し網同	5月1日から11月30日まで
	いそ刺し網同	2月1日から12月31日まで
	さけ刺し網同	9月1日から12月31日まで
	ばいかご同	4月1日から9月30日まで
	かにかご同	周年
第三種共同漁業	いわし地びき網漁業	4月1日から11月30日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。）

(6) 条件 第二種共同漁業に係るさけ・ぶり小型定置漁業のうち、さけ又はますを目的とするものは7統以内とする。

5 公示番号 海定第1号

(1) 漁場の位置 鶴岡市三瀬地先

(2) 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線分及びアとウを結んだ線分によって囲まれた区域

- ア 北緯 38 度 43 分 12.8 秒東経 139 度 38 分 32.7 秒の点
 - イ 北緯 38 度 43 分 29.2 秒東経 139 度 38 分 02.8 秒の点
 - ウ 北緯 38 度 43 分 38.7 秒東経 139 度 38 分 17.3 秒の点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期
- 漁業の種類 定置漁業（ぶり定置漁業）
- 漁業時期 12月1日から翌年8月31日まで
- (4) 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (5) 関係地区 鶴岡市由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、三瀬、小波渡及び堅苔沢
- (6) 条件 漁具の上辺が水面下5メートル以上の深さになるように漁具を設置しなければならない。

第2 保全沿岸漁場に関する事項

なし